

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」中間まとめについて

1 概要

東京都は、都市計画道路の計画的、効率的な整備に向け、概ね10年間で優先的に整備する路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を策定し、都市計画道路の整備の推進を図ってきた。

平成28年3月に第四次事業化計画の公表を行っているが、本計画が予定通り進むことにより、東京都が「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年9月策定）において整備を想定する都市計画道路の約8割が完成する予定である。

こうした経緯を踏まえ、東京都では「整備すべきものは整備し、見直すべきは見直す」との基本的な考えに基づき、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路の在り方について、特別区・関係市町と協働で「東京都における都市計画道路の在り方」の調査検討を行っているところである。

この度、東京都は、本検討に関する基本方針の「中間のまとめ」を取りまとめ、パブリック・コメントを行うこととしているので報告する。

2 「中間のまとめ」の主な内容

- (1) 未着手の状態が長期化している都市計画道路について、社会経済情勢の変化や都民ニーズの変化等を踏まえ、必要性の検証を適宜適切に行っていく。
- (2) 概成道路（計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数を有している道路をいう。）における拡幅整備の有効性、交差部の交差方式（立体交差の可能性、隅切り方法など）、事業実施済み区間との計画の重複性、既存道路による代替可能性などの検証項目を設け、整備の有効性や必要性の検証を進める。

3 パブリック・コメントの実施期間及び公表方法

- (1) 実施期間：平成30年7月9日（月）～8月10日（金）
- (2) 公表方法：東京都、特別区及び関係市町のホームページ、広報、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）において資料の閲覧及び意見募集を行うとともに、特別区及び関係市町の都市計画道路担当の窓口において周知を図る。

4 中野区における対応

区のホームページ及び都市計画担当窓口において東京都のパブリック・コメント資料の閲覧を行うほか、区報（7月20日号）において広報を行う。